

防災訓練実施結果報告書

近大原研発第2070号

平成28年 6月29日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

氏名 学校法人 近畿大学

理事長 清水 由洋

担当者

電話

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	近畿大学原子力研究所 大阪府小若江3丁目4番1号
防災訓練実施年月日	平成28年3月14日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	原子炉運転中に大阪府に震度6弱の地震発生。原子炉建屋内との連絡、立ち入りが不可能。原災法10条に準ずる事象から制御室使用不能による原災法15条に至る事象。
防災訓練の項目	シナリオ非提示型総合防災訓練
防災訓練の内容	(1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練 (2) 通報訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 施設の状況確認、負傷者救護及び復旧訓練 (5) 立ち入り制限訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙のとおり

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

平成 27 年度近畿大学原子力研究所防災訓練実施結果報告の概略

1. 訓練の目的

本訓練は「近畿大学原子力研究所 原子力事業者防災業務計画」に基づき、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、原子力防災要員の役割の確認、手順の習熟及び改善を図るものである。

2. 実施日程及び対象施設

(1) 実施日時

平成 28 年 3 月 14 日 (月) 11:00～12:00

(2) 対象施設

近畿大学原子炉施設

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制

原子力事業者防災業務計画に規定されている原子力防災組織で訓練を実施する。

(2) 評価体制

評価者を置き、評価者が訓練内容に沿った評価項目を設定したチェックシートを用いて評価する。また、訓練終了後、訓練参加者にて講評を行い、訓練全体に対する意見交換を行い、改善点の抽出を行うこととする。

(3) 参加人数

18 人

4. 原子力災害想定概要

訓練はシナリオ非提示型の総合訓練とする。訓練における事故想定は以下のとおりである。

事故想定

原子炉運転中に大阪府に震度 6 弱の地震が発生（原子力事業者防災業務計画において 10 条に準ずる事象）。さらに、原子炉建屋の電源を喪失、原子炉内部との連絡が絶たれるとともに、原子炉建屋の入口の破損により、原子炉建屋内の立ち入りが不可能となった。原子炉の運転状態及び原子炉施設周辺の放射線量の把握も不可能な状況である（原災法 10 条に準ずる事象から原子炉の停止機能喪失及び制御室の立ち入り不可能による使用不能により原災法 15 条に至る事象）。

5. 防災訓練の項目

シナリオ非提示型総合防災訓練

8. 訓練の評価

原子力事業者防災業務計画に沿った訓練を実施し、原子力防災管理者が不在の場合、原子力事業者防災業務計画に従い原子力防災管理者代行を選出し、緊急事態応急対策を実施することができた。訓練終了後行われた講評による評価結果は次のとおり。

(1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練

対策本部は速やかに立ち上がり、原子力防災要員の参集の確認が行われた。また、原子力防災管理者不在が確認され、連絡が取れないことから、原子力防災管理者代行順位に従い、原子力防災管理者代行を選出し、対策本部を迅速に立ち上げることができ役割の確認及び手順の習熟が図れた。

原子力防災組織、原子力防災管理者の代行順位に関する役割の習熟が十分であり、原子力防災要員の配置が変更になった場合でも、この習熟度を維持することが必要である。

(2) 通報訓練

現場と対策本部の連絡体制は、綿密に行われた。また、対策本部における情報共有もホワイトボードを活用し、効率的に実施できた。事象に対する対応は対策本部内で十分協議され、原子力事業者防災業務計画に定める関係機関への通報連絡についても FAX 及び確認の電話によりの確に実施された。

しかしながら、FAX の記載内容に不明瞭な点があり、関係機関から問い合わせの連絡があった際、FAX 送信者との連絡が取れなかったため、FAX 送信者が外部と確実に連絡できる体制の構築が必要である。

(3) モニタリング訓練

副原子力防災管理者の指示により、測定検出責任者及び担当者が原子炉施設周辺の線量測定を実施した。また、その結果を対策本部に報告し、情報共有を行うことができ、経験値の向上が図れた。

原子力防災要員の役割の習熟、手順の習熟が十分であり、今後もこの習熟を維持・向上することが必要である。

(4) 施設の状況確認、負傷者救護及び復旧訓練

原子炉施設に立ち入り不能であり、内部との連絡が取れないことに対応し、原子炉施設入口周辺と対策本部との情報共有を行った。また、対策本部内で対応協議を十分行うことができ経験値の維持向上が図れた。原子炉施設に立ち入りが可能となった後、施設内部に負傷者のいることを確認、救急要請（今回は模擬）を確実に実施でき手順の習熟が図れた。

今回の訓練における問題点として、外部線量測定の報告結果を受け対策本部での協議により原子炉が停止しているとの判断を行ったが、原子炉施設に立ち入りが可能となり、原子炉の状況の確認をした結果、制御棒が下限ではないことを確

認した（コントローラーによる模擬事象。電源喪失により、起こる可能性が通常考えられない事象。）。外部への情報発信の観点から原子炉施設の状況確認の判断は慎重にすべきとの指摘があった。

（５） 立ち入り制限訓練

警防責任者が対策本部の指示を守衛に伝え、守衛と協力することにより、立ち入り制限を確実に実施することができ役割、手順の習熟が図れた。

役割の確認及び手順の習熟が十分であり、平常時から現状と同様に守衛との情報共有を図り、この習熟度を維持・向上することが必要である。

9. 今後に向けた改善点

今後の訓練では、今回の訓練の改善点として次の事項を検討する。

昨年、の訓練で検討した原子力防災要員（原子力防災管理者）不在の場合の対応は今年度実施できた。通報訓練に関しては、関係機関に確実に FAX 及び確認の連絡はしたが、FAX の内容に不明瞭な点があった。関係機関から通報内容に関する問い合わせの連絡があった際、通報者と確実に連絡できる体制を構築することが今後の改善点である。

また、施設の状況確認については、原子炉の周辺状況の確認から、原子炉は停止状態ではあったが、制御棒が下限ではなく、原子炉停止の手順が完了されていない状態であった。外部への情報発信の観点からも施設の状況確認は確実に実施し、情報発信することが今後の改善点である。

以上